

入善町防災マップ（小川等洪水編）更新業務委託

設計書

入善町総務課

939-0693 富山県下新川郡入善町入膳423

TEL (0765) 72-2845

FAX (0765) 74-0067

			課長	係長	設計	精算
令和7年度	NO.		月	日	着手	月 日 完了

設計用紙

入善町

設計概要

1 業務名

入善町防災マップ（小川等洪水編）更新業務委託

2 業務実施範囲

入善町 一円

3 業務概要

- 入善町防災マップ（小川洪水編・舟川洪水編）の修正
 - 入善町防災マップ（入川洪水編・平曽川洪水編）の作成
 - 電子データの作成
 - 防災マップの印刷
- （A1版片面カラー、2種類をそれぞれ10,000部印刷）

委託料 ￥

但し、入善町防災マップ（小川等洪水編）更新業務の委託料として

内 訳	I	業務原価	1.0	式
	II	一般管理費等	1.0	式
	III	印刷経費	1.0	式

計

消費税相当額 10%

合計

業務委託費内訳書

費目	種別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
I 業務原価(1+2)						
1.直接原価(①+②)						
①直接人件費						直接人件費内訳書
	計画準備・資料収集整理	1.0	式			
	修正及び新規記載事項の検討	1.0	式			
	防災マップ原案の修正及び作成(全体版)	1.0	式			
	防災マップ原案の修正及び作成(地区版)	1.0	式			
	報告書作成	1.0	式			
	打合せ協議	1.0	業務			
②直接経費						直接経費内訳書
2.間接原価	その他原価	1.0	式			
II 一般管理費等		1.0	式			
III 印刷経費						印刷経費内訳書
	防災マップ(全体版/小川・舟川洪水編)印刷費	1.0	式			
	防災マップ(全体版/入川・平曾川洪水編)印刷費	1.0	式			
業務価格(I+II+III)						
消費税相当額		1.0	式			業務価格×10%
合計						

直接人件費内訳書

名称・規格	理事・技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	直接人件費	摘要
1 計画準備・資料収集整理								1式当たり
2 修正及び新規記載事項の検討								1式当たり
3 防災マップ原案の修正及び作成 (全体版/小川・舟川・入川・平曽川洪水編)								1式当たり
4 防災マップ原案の修正及び作成 (地区版/小川・舟川・入川・平曽川洪水編)								1式当たり
5 報告書作成								1式当たり
6 打合せ協議								1業務(3回) 当たり
合計								

直接経費内訳書

費目	種別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1 直接経費						
	収集資料複写費	1.0	式			HDD／コピー代等
	協議検討資料複写費	1.0	式			防災マップ原案・検討校正資料費
	報告書製本費(データ格納含む)	1.0	部			各種納品資料製本費
合計						

印刷経費内訳書

費目	種別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1 印刷経費						
	防災マップ(全体版／小川・舟川洪水編)	10000.0	部			
	防災マップ(全体版／入川・平曽川洪水編)	10000.0	部			
	【印刷仕様】					
	材質 マットコート紙57.5kg相当					
	印刷 オフセット印刷					
	判型 A1判					
	製本 A4折					
	刷色 片面カラー、4色以上					
	仕分 約140単位(簡易梱包)					
	搬入 指定場所1箇所、予備1箇所					
合計						

入善町防災マップ（小川等洪水編）更新業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、入善町（以下「発注者」という。）が受注者に委託する「入善町防災マップ（小川等洪水編）更新業務委託」（以下「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、当町が過年度に作成した防災マップ（小川・舟川洪水編）及び新たに富山県が公表した洪水浸水想定に基づき、住民等が主体的かつ的確な避難行動を選択できるように記載事項を一部再編して、防災マップを作成するものであり、マップの普及と利活用を図ることにより、住民等の危機管理意識の向上や円滑で迅速な情報伝達・避難体制の確立に資することを目的とする。

第3条（準拠法令等）

本業務を実施するにあたり、本仕様書、契約事項、並びに下記の関係法令、防災計画、ガイドライン等に準拠して実施するものとし、水害対策に関する国・県の新たな方針や動向に注視して、適時整合性を確認するものとする。

1. 災害対策基本法、水防法、河川法、海岸法、砂防法、測量法
2. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
3. 防災基本計画（中央防災会議）、富山県地域防災計画及び水防計画、入善町地域防災計画
4. 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省）
5. 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
6. 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月 内閣府）
7. 避難情報に関するガイドライン（令和4年9月 内閣府）
8. 市町村のための水害対応の手引き（令和7年5月 内閣府）
9. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月 内閣府）
10. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
11. 入善町個人情報保護条例、施行規則
12. 入善町財務規則
13. その他関係法令・規則・通達等

第4条（提出書類）

本業務を履行するにあたり、受注者は、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとし、これらを変更しようとする場合も同様とする。

1. 業務着手届
2. 業務工程表
3. 業務計画書
4. 管理技術者届、担当技術者届、経歴書
5. その他、発注者が必要と認めた書類

第5条（配置技術者）

受注者は、管理技術者として水害分野及び地理情報に関する専門的かつ高度な知識を有する者を配置すること。

第6条（関係官公署との折衝）

受注者は、業務遂行中に、関係者又は関係官公署と折衝を必要とする事項が生じた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

第7条（現地立入）

受注者は、本業務を履行するにあたり、公有地・私有地の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ発注者及び土地所有者等の了解を得て、関係者と緊密かつ十分な調整を行い、円滑な作業を行わなければならない。

また、現地への立ち入りの際は、発注者が発行する身分証明書（腕章）を携帯し、関係者の要求がある時には、速やかにこれを提示するものとする。

第8条（貸与資料）

本業務を履行するにあたり、必要な資料を貸与するものとするが、借用の際は、受渡状況を明記した借用書を発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、貸与資料については、その重要性を十分認識して紛失・汚損・破損等のないように取り扱い及び保管を慎重に行うものとし、本業務終了後に速やかに返却するものとする。

第9条（進捗状況の報告）

本業務を履行するにあたり、業務の進捗状況を定期的に発注者に報告するものとする。

第10条（疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者に申し出るものとし、協議するものとする。

第11条（損害賠償）

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を発注者に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、受注者の責任において一切を処理するものとする。

第12条（履行期限）

本業務の履行期限は、契約の締結日から令和8年3月13日までとする。なお、履行期間の途中で成果品の一部提出を監督員より求められた場合は、これに応じなければならない。

第2章 業務実施要領

第13条（想定する災害）

本業務において、防災マップの対象とする想定災害は、水害（洪水）とし、以下の災害想定・指定箇所資料に基づくものとする。

1. 対象とする洪水（外水氾濫）の対象河川

下表の富山県指定の浸水想定区域に基づく水害とする。

河川			備考
1	富山県	二級河川小川水系小川	過年度作成マップの修正
2	富山県	二級河川小川水系舟川	過年度作成マップの修正
3	富山県	二級河川入川水系入川	新規作成
4	富山県	二級河川平曾川水系平曾川	新規作成

2. 対象とする土砂災害【参考】

下表の富山県指定の土砂災害警戒区域等に基づく土砂災害とする。ただし、本防災マップ上においては、水害（洪水）時に危険な箇所として参考表示する。

区域の名称等			自然現象の種類	備考
1	富山県	下飯野	急傾斜地の崩壊	
2	富山県	舟見		
3	富山県	下山新（1～5）		
4	富山県	下山（1～6）		
5	富山県	西中		
6	富山県	墓ノ木（1～3）		
7	富山県	愛本新（4・5・7・8）		
8	富山県	舟見第一	地滑り	
9	富山県	舟見第二		

※土砂災害警戒区域等の指定状況は富山県ホームページを参照のこと。

第14条（業務実施範囲）

本業務の実施範囲は、入善町全域とする。

第15条（防災マップの基本仕様）

防災マップの基本仕様は、下表に基づき検討を行うものとし、地図に反映される項目は全てレイヤ別に地理情報システム「GIS」データで整理するものとする。

種 別	形 式 及 び 仕 様
災害リスク情報	○洪水浸水想定区域データ（Shape形式）【富山県提供】 ○土砂災害警戒区域等データ（Shape形式）【富山県提供】 …過年度防災マップに関するデータ
基図	○管内図データ（DM形式・その他形式）縮尺1／10,000 ○国土地理院基盤地図情報（JPGIS） ※経年変化による主要道路・公共施設・その他施設等の図形修正を行う ※採用する基図は業務時に検討する。
表示縮尺・図割	○図割：過年度防災マップ・浸水想定・地域単位に基づき業務時に検討する ○縮尺：図割単位により適時調整する

防災マップ 規格・構成	1. 防災マップ洪水編（全体版：日本語）：2種類 概要：洪水を対象とした水害マップ 規格：A 1判片面カラー（A 4折） 構成：①小川洪水編・舟川洪水編、②入川洪水編・平曾川洪水編 備考：印刷予定あり 2. 防災マップ洪水編（全体版：英語）：2種類 概要：洪水を対象とした水害マップ 規格：A 4～3判片面カラー（折なし） 備考：印刷予定なし（原稿データのみ作成する） 3. 防災マップ洪水編（地区版：日本語）：6種類 概要：上記1.の地区版マップ 規格：A 4～3判片面カラー（折なし） 構成：【小川洪水編】①梶山・横山地区 【舟川洪水編】①梶山・横山地区、②舟見・野中地区 【入川洪水編】①梶山・横山地区、②新屋地区 【平曾川洪水編】①飯野地区 備考：印刷予定なし（原稿データのみ作成する）
印刷規格・部数	1. 防災マップ洪水編（全体版：日本語）：2種類 ・部数 各10,000部 ・判型 A 1判 ・製本 A 4折 ・材質 マットコート紙57.5kg相当 ・印刷 オフセット印刷 ・刷色 片面カラー、4色＋4色以上 ・校正 3回程度（内容校正2回、色校正1回） ・仕分 約140単位（簡易梱包） ・搬入 指定場所1箇所、予備1箇所
留意事項	○原稿データは、全種レイアウト・デザイン・イラスト製作する ○外国語編は、翻訳原稿を作成し、全体版に文字挿入により調整する。 ○地区版は、情報量に対して紙面が不足する場合、両面仕様を検討する。

第16条（水害リスク情報の配色基準）

防災マップの基礎となる水害リスク情報（洪水浸水深）については、以下の配色（RGBカラーモデル）を標準として調整を図るものとし、浸水深の階級差が少ない場合は、詳細な浸水深配色を検討する。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の配色は、重要な水害リスク情報を明瞭に表示できるように表現方法とあわせて検討する。

浸水深等	RGB（標準）
20.0m～	220, 122, 220
10.0m～20.0m	242, 133, 201
5.0m～10.0m	255, 145, 145
3.0m～5.0m	255, 183, 183
0.5m～3.0m	255, 216, 192
～0.5m	247, 245, 169

第17条（業務概要及び項目）

本業務の概要及び項目は、下記の通りとする。

1. 計画準備・資料収集整理

1式

2. 修正記載事項の検討	1 式
3. 防災マップ原案の修正及び作成（全体版／洪水編）	1 式
4. 防災マップ原案の修正及び作成（地区版／洪水編）	1 式
5. 報告書作成	1 式
6. 打合せ協議	1 業務
7. 防災マップの印刷	1 式

第18条（業務内容）

本業務を実施する上で、それぞれの業務項目において、特に必要な指示・要領を下記に示すものとする。

1. 計画準備・資料収集整理

本業務を円滑に実施するために、本町の地域防災計画及び防災マップ修正事項を十分に理解した上で、最適な検討手順や基本方針を整理して業務計画を立案し、作業各工程における適切な工程管理、作業員の配置や使用機材の準備・調整を行うものとする。業務計画書は、業務着手時（初回打合せ）に発注者に提出し、承認を得るものとする。

また、本業務において必要な地域防災計画資料、浸水想定調査資料、過年度防災マップ、他の修正に必要な情報について各種資料及びデータ類を収集し、検討項目やマップ記載事項の分類ごとに整理するものとする。

資料収集にあたっては、受注者は収集予定リストを事前に作成し、発注者と調整を図るものとする。ただし、関係機関との調整が必要な資料については、協議の上、発注者の指示を受けて収集を行うものとする。

2. 修正記載事項の検討

下記の主な修正内容を踏まえて、マップ記載項目を再精査するとともに、「水害ハザードマップ作成の手引き」に基づく「地図面」「情報学習編」に必要な記載項目や地域特性上必要と思われる特記事項について整理する。

受注者は、町民にわかりやすいデザインやレイアウトとするため、複数のデザイン案を作成し、提示しながら、素案、修正案、最終原稿の作成を行うものとする。なお、地図面については、様々な掲載内容があるため、その内容については十分な協議を行い、かつ様々な案を提示し、より良い防災マップとなるよう作業を進めるものとする。

【主な修正内容】

- (1) 改正災害対策基本法（令和3年5月施行）による避難情報・警戒レベル等の記載
- (2) 地域防災計画改訂による指定避難所等の記載
- (3) 水害ハザードマップ作成の手引きに関する記載事項の点検修正（巻末別紙1）
- (4) 背景地図の更新及び縮尺変更、地形・地物（幹線道路・施設等）の修正
- (5) 過年度防災マップの規格変更によるデザイン再編（A2判→A1判等）
- (6) その他協議により必要と認められる啓発事項の追加・修正等

3. 防災マップ原案の修正及び作成（全体版／洪水編）（地区版／洪水編）

既存の防災マップを参考にしたマップのレイアウト・デザイン・イラスト・図表等を調整して印刷用原稿データを作成するものとする。なお、作成する印刷用原稿データは、デザイン用ソフトウェア（Adobe Illustrator）を用いてA1形式にて調整を図るものとし、地図上のピクトグラムは、基本的にJIS規格の図記号を用いるものとする。ただし、防災マップの表現に適さない場合やその他の図記号が必要な場合は、その都度、わかりやすいピクトグラムを制作する。

(1) 防災マップ原案の修正及び作成（全体版／洪水編）

①基図の作成

収集された最新の基図候補（国土地理院基盤地図情報等）から、既存の防災マップの

地図作成範囲を包括する情報を整理し、新たな防災マップに用いる最適な図面規格や図郭（地域割）、見易さなどを考慮して、地図レイヤの調整や地図の切出し・接合等により検討用基図を作成するものとし、基図上の地形・地物の経年変化状況を確認の上、必要に応じてマップのシンボルとなる主要施設や幹線道路等の構造物を対象に地図の部分修正を実施する。

【公共測量成果及び基盤地図情報の利用方法】

※地方自治体の地形図（公共測量成果）を基図として利用する場合、測量法第43条又は第44条の規定により測量計画機関の複製又は使用の承認の手続きについて、受注者はその代行・支援等を行うこと。

※国土地理院の地形図（基盤地図情報等）を基図として利用する場合、測量法第29条又は第30条の規定により国土地理院長の複製又は使用の承認の手続きについて、受注者はその代行・支援等を行うこと。

②防災マップ原案（印刷用原稿）の作成

「第15条（防災マップの基本仕様）」に基づき、修正記載事項の検討により定めた内容について過年度防災マップを参考に、新たな防災マップ（全体版／洪水編）の印刷用原稿データを作成する。

（2）防災マップ原案の修正及び作成（地区版／洪水編）

「第15条（防災マップの基本仕様）」に基づき、上記（1）と同様な作業を実施し、新たな防災マップ（地区版／洪水編）各編の印刷用原稿データを作成する。

（3）校正作業

防災マップを作成する協議・検討の過程においては、随時、校正用マップを作成し、発注者・受注者双方にて点検・修正を行うものとする。

（4）インターネット配信用データ・GISデータ作成

①インターネット配信用データ作成

インターネットによるホームページからの配信用データとして、防災マップのデータ形式をPDFファイルとし、一般家庭でのダウンロードや印刷等を考慮してファイル容量を調整したものを作成する。

②GISデータ作成

本町の地理情報システム（GIS）による運用を考慮し、防災マップに掲載する地図レイヤ等について、各種GISデータとして納品用データファイルを作成する。なお、GISデータはShape形式とし、適切な運用ができるように併せてデータ定義書を整理するものとする。

4. 報告書作成

本業務において検討した防災マップ記載事項に関する記録・経過資料等について整理し、納入成果品をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

また、電子データについては電子媒体（DVD-ROM又はポータブルハードディスク等）にて記録して報告書に格納すること。

5. 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、各種検討及び中間成果報告時、成果納品時に行い、必要に応じて発注者が要請する場合は随時行うものとする。また、打合せ後は速やかに議事録を作成して打合せ内容の相互確認を行うものとする。

本業務の着手時及び納品時においては、必ず管理技術者が立ち会うものとする。

第19条（防災マップの印刷）

防災マップの印刷は、発注者にて最終承認された防災マップ原案（印刷用原稿）について「第15条（防災マップの基本仕様）」に基づき、印刷作業を実施するものとする。

なお、発注者と受注者の協議により、印刷規格及び部数を事業費内で変更することができる。

第3章 成果品

第20条（成果品の検査）

受注者は、業務の各工程完了時に作業の点検及び検査を実施するものとする。なお、納入成果品について発注者の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うものとする。

また、発注者が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けるものとする。

第21条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、その限りではない。

第22条（成果品の帰属）

本業務で納入された成果品の著作権・所有権等の諸権利は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。ただし、本業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で、受注者が本業務の契約締結以前から有していたか、又は本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受注者に留保され、その使用权、改変権を発注者に承諾するものとし、発注者はこれを本業務の成果品の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。

第23条（成果品の保管）

発注者が認める範囲において受注者による成果品の保管が必要な場合、受注者はそれらを明記した保管証を提出し、承認された成果品について責任をもって保管するものとする。なお、本業務履行後においても、発注者は受注者に対して保管成果品の提出を要求することがある。

第24条（成果品）

本業務の成果品として下記の品目を納入するものとし、必要に応じて業務途中で中間成果品の提出を求めることとする。

マップの印刷物の搬入については傷をつけないように十分注意すること。

1. 中間報告成果品

- | | |
|---------------|----|
| (1) 協議検討資料 | 1式 |
| (2) 防災マップ校正資料 | 1式 |
| (3) 打合せ記録簿 | 1式 |

2. 最終成果品

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 防災マップ全体版（洪水編）原稿見本 | 1式 |
| (2) 防災マップ地区版（洪水編）原稿見本 | 1式 |
| (3) (1)～(2)の原稿データ（A I形式及びPDF形式） | 1式 |
| (4) 防災マップのGISデータ（Shape形式）及びデータ定義書 | 1式 |
| (5) 防災マップ全体版（洪水編）印刷物 | 各10,000部 |
| (6) 業務報告書（協議・検討資料を含む） | 1部 |
| (7) その他、協議の上、必要と認められるもの | 1式 |

第25条（成果品の納入先）

本業務の成果品納入先は、入善町役場 総務課とする。

ただし、印刷物に関する納入方法は、中間の打合せ協議により決定する。

【別紙１】水害ハザードマップ作成の手引き（洪水）主要な記載項目

区分		主な記載項目
地図面の記載事項		想定最大規模の水害に係る洪水浸水想定区域と浸水深※〈標準〉
		土砂災害警戒区域等〈標準〉
		早期の立ち退き避難が必要な区域〈標準〉
		避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項※〈標準〉
		地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等※〈標準〉
		水位観測所等の位置（ＣＣＴＶを含む）〈標準〉
		浸水到達時間、浸水継続時間が長い区域〈推奨〉
		地盤高〈推奨〉
		排水ポンプ場〈推奨〉
		防災関係機関（町役場、警察、消防、病院）〈推奨〉
		防災備蓄倉庫、水防倉庫〈推奨〉
	情報・学習編の記載事項	避難活用情報
水害時に得られる情報とその受信や取得の方法（プル型の情報）※〈標準〉		
避難情報に関する解説と留意事項〈標準〉		
浸水が想定される区域における避難行動の解説と留意事項〈標準〉タイムライン等		
避難場所等の一覧〈標準〉		
避難訓練の実施に関する事項※〈標準〉		
水害シナリオ〈標準〉 （外力条件などの設定条件、災害イメージの固定化に関する注意喚起等）		
他のハザードマップ作成状況に関する事項※〈標準〉		
浸水継続時間が長い区域についての解説と留意事項〈推奨〉		
排水ポンプ場の情報〈推奨〉		
地下街等に関する情報〈推奨〉		
防災関係機関一覧表（名称、電話番号等）〈推奨〉		
防災備蓄倉庫（名称、備品項目、数量等）〈推奨〉		
災害学習情報		水害に備えた事前の心構え（被害を抑える自衛策等）〈標準〉
		既往水害に関する情報（過去の浸水実績など）〈標準〉
		水害発生時における避難の心得（避難時の留意事項等）〈推奨〉
		水害発生メカニズム、地形と氾濫形態、被害特性〈推奨〉
		気象警報等に関する事項〈推奨〉
		施設の役割、整備状況、整備計画〈推奨〉
		安否確認情報（伝言サービス）〈推奨〉
	その他の記載事項	他言語の表記〈英語：標準〉〈その他言語：推奨〉
作成時の注意事項（情報量・住民等からの意見の反映・色彩等に関する配慮）〈推奨〉		
作成主体（作成年月日、作成担当課等）		
マップの名称、目的、見方、索引図、防災メモ、使用上の注意		
地図注記（縮尺・方位、凡例、国土地理院承認番号等）		
その他、特別な指示事項（協議による）		

〈標準〉：基本的に検討するもの、〈推奨〉：必要に応じて検討するもの

※法令で記載が義務付けられている事項